

資料4

生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値案と

水域 PEC・予測ばく露量との関係及び基準値設定後の対応について

1. 基準値案と水域 PEC・予測ばく露量の関係

評価対象農薬に係る、生活環境動植物の被害防止に係る登録基準値案と水域環境中予測濃度（水域 PEC）・予測ばく露量との関係は、次のとおり。（詳細は、資料3参照。）

(A) 水産基準値案と水域 PEC の関係

(単位：μg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田 PEC			非水田 PEC	
		Tier1	Tier2	Tier3	Tier1	Tier2
アフィドピロペン	800				0.00029	—

網掛け：水産基準値案の10分の1以上のPEC。

(B) 鳥類基準値案と鳥類予測ばく露量の関係

(単位：mg-a. i. /kg-b. w.)

農薬名	基準値 (案)	鳥類予測ばく露量				
		水稲単一食	果実単一食	種子単一食	昆虫単一食	田面水
アフィドピロペン	79	対象外	対象外	対象外	0.00055	対象外

(C) 野生ハナバチ類基準値案と野生ハナバチ類予測ばく露量の関係

農薬名	毒性試験	基準値 (案)	野生ハナバチ類 予測ばく露量	単位
アフィドピロペン	成虫単回接触毒性	8.0	0.000086	μg/bee
	成虫単回経口毒性	4.0	0.0035	μg/bee
	成虫反復経口毒性	2.9		μg/bee/day
	幼虫経口毒性	1.6	0.0013	μg/bee

2. 基準値設定後の対応

アフィドピロペンについて、水域の生活環境動植物については、水域 PEC が基準値案の10分の1以下になることが確認できたことから、農薬残留対策総合調査等におけるモニタリング調査の対象農薬としない。